No			

機器類賃貸借契約書

- 1 賃貸借物件 令和7年度第2期磐田市パソコンほか電子機器賃貸借 (詳細は仕様書のとおり)
- 2 使用場所 磐田市本庁舎、西庁舎、支所、出先機関等
- 3 賃 借 料 [月 額] 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 賃貸借期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで
- 5 契約保証金 免除

上記事業について、賃借人と賃貸人は、対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通 を保有するものとする。

令和7年 月 日

賃借人 代表者名 磐田市長 草地 博昭 🗈

賃貸人所在地商号

代表者名

印

機器類賃貸借約款

(総則)

- 第1条 賃借人(以下「甲」という。)及び賃貸人(以下「乙」という。)は、標記の契約書 及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別添の仕様書に従い、日本国の法令 を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、仕様書記載の物件(以下「この物件」という。)を契約書記載の賃貸借期間、仕 様書に従い甲に賃貸するものとし、甲は、その賃借料を乙に支払うものとする。
- 3 この契約において契約期間とは、契約締結日から賃貸借期間の末日までの間をいう。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了 した後も同様とする。
- 5 この契約書に定める請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行 わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、静岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(権利義務等の譲渡)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は 担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、こ の限りでない。

(一般的損害等)

第3条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害(保険その他により填補された部分を除く。)のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(物件の納入等)

- 第4条 乙は、この物件を契約書及び仕様書で指定された物件の使用場所へ仕様書に定める日時までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、借入期間の開始日(以下「使用開始日」という。)から甲の使用に供しなければならない。
- 2 甲は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、甲の職員をして立会い、 指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。
- 3 乙は、この物件を納入するときは、甲の定める項目を記載した納品書を提出しなけれ ばならない。
- 4 乙は、この物件を納入する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。

(検査)

- 第5条 甲は、乙から納品書の提出を受理した日から起算して10日以内に検査し、その 検査に合格したときをもって、乙からこの物件の引渡しを受けたものとする。
- 2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立て ることができない。
- 4 甲は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、 品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規 定を準用する。
- 5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損 した物件に係る損失は、全て乙の負担とする。

(引換え又は手直し)

第6条 乙は、この物件を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査 に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納 入しなければならない。この場合においては、引換え又は手直しの完了を検査の合格と みなして前2条の規定を準用する。

(使用開始日の延期等)

- 第7条 乙は、使用開始日までにこの物件を納入することができないときは、速やかにそ の理由、遅延日数等を届出なければならない。
- 2 乙は、前項の届出をしたときは、甲に対して使用開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、甲は、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めることがある。
- 第8条 乙の責に帰すべき理由により使用開始日までにこの物件を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内にこの物件を納入する見込みのあるときは、 甲は、乙から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に応じ、賃貸借期間の賃借料の総額(以下「賃借料の総額」という。)に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率(以下「支払遅延等の率」という。)の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。)とする。
- 3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。 (賃借料の支払い)
- 第9条 乙は、この物件を甲が使用した月(以下「当該月」という。)の翌日以降、毎月1 回契約書記載の賃借料を甲に請求することができる。ただし、甲が仕様書等において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。 この場合において、当該月の使用が1月に満たないとき又は前2条による使用開始日の 延期などにより、当該月における物件の使用が1月に満たなくなったとき(甲の責に帰

- すべき理由による場合を除く。) は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により乙から請求があったときは、乙の履行状況を確認の上、その請求を受理した日から起算して30日以内に、第1項に定める賃借料を乙に支払うものとする。
- 4 甲は、甲の責に帰すべき事由により、前項の期限内に賃借料を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じて、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率(以下「支払遅延等の率」という。)の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。)を遅延利息として支払うものとする。

(転貸の禁止)

第10条 甲は、この物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾があったときは、この限りでない。

(公租公課)

第11条 この物件に係る公租公課は、乙が負担する。

(物件の管理責任等)

- 第12条 甲は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 甲は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、甲の通常の業務の範囲内で使用 するものとする。
- 3 この物件に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。 (物件の返還等)
- 第13条 甲は、この契約が終了したときは、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。
- 2 甲は、この物件に投じた有益費又は必要費があっても乙に請求しないものとする。
- 3 乙は、この契約が終了したときは、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、前項の撤去に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の 方法により、乙の履行状況を監督させることができる。
- 5 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は使用場所の原状 回復を行わないときは、乙に代わってこの物件を処分し、又は使用場所の原状回復を行 うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申 し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければなら ない。

(賃貸借期間終了後の賃貸)

第14条 甲は、契約書記載の賃貸借期間終了時に、乙に物件の賃貸の継続を請求することができる。

(契約不適合責任)

第15条 この契約締結後、乙から納入を受けた物品が種類又は品質に関して契約の内容

に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)があるときは、乙に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、その原因が売主に起因すると判断された場合には、乙は契約不 適合責任を負わないものとする。ただし、この場合、乙は甲の請求により、自己が保有 する売主に対する契約不適合に関する請求権を甲に移譲し、甲が売主に対して直接請求 することを支援するものとする。

(所有権の表示)

第16条 乙は、この物件に所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

- 第17条 甲は、次に掲げる行為をするときは、事前に乙の承諾を得るものとする。
 - (1) この物件に装置、部品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。
 - (2) この物件を他の物件に付着するとき。
 - (3) この物件に付着した表示を取り外すとき。
 - (4) この物件の使用場所を他へ移動するとき。

(契約内容の変更等)

- 第18条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの 物件の納入を一時中止させることができる。
- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

- 第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙が使用開始日までにこの物件の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に 該当すると判明したとき。
 - (5) 乙の責に帰すべき理由によりこの物件が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。
 - (6) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (7) 第22条の規定によらないで、乙から契約解除の申し出があったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。
- 3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、賃借料の総額の100分の10に相当する額(契約の一部の履行があったときは賃借料の総額から履行部分に対する賃借料相当額を控除して得た額の100分の10に相当する額)を、違約金として甲の指定する期日までに支払うものとする。
- 4 甲は、第1項の規定により乙との契約を解除する場合において、乙の所在を確認出来ないときは甲の事務所にその旨を掲示することにより、乙への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第20条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

(協議解除)

- 第21条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。 (乙の解除権)
- 第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 第18条の規定により、甲がこの物件の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。
 - (2) 第18条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が、当初の2分の1以下に減少することとなるとき。
 - (3) 甲の責に帰すべき理由によりこの物件が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。 (契約解除に伴う措置)
- 第23条 第19条第1項、第20条から前条の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。
- 2 前項による場合の物件の返還については、第13条の規定を準用する。
- 3 前3条の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、乙に損害が生じた ときは、甲は乙に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は甲乙協議して 定める。

(保険)

第24条 乙は契約期間中、乙の負担によりこの物件に対して動産総合保険を付保するものとする。この保険は、「火災」、「落雷」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発的事故」による損害を担保するものとし、この物件が損害を受けた場合、甲は、乙に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。ただし、動産保険を適用した際は、甲の負担金額のみを甲へ請求すること。

(談合その他の不正行為に係る解除)

- 第25条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を 解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定による 審決を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当 該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。
 - (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止

- 法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて 請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。
- 2 乙が事業協同組合及び共同企業体(以下「共同企業体等」という。)である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10 分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約 金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合の措置については、本契約書中条文(解除 に伴う措置)の規定を準用する。

(談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い)

- 第26条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が認める場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。乙が既に共同企業体等を解散しているときは、 代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

(相殺)

第27条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する賃借料 の請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第28条 甲は、乙が磐田市契約規則第46条第1項の各号のいずれかに該当するときは、 契約を解除することができる。また、契約を解除したときは、甲はこれによって生じた 損害を乙に請求することができる。

(暴力団の排除のための協力)

- 第29条 乙は、この契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を 受けたときは、甲に報告するとともに、警察署への通報その他の暴力団の排除のために 必要な協力を行わなければならない。
- 2 乙は、この契約に関する下請その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当 該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、乙を 通じて甲に報告するとともに、警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協 力を行うよう求めなければならない。

(疑義の決定等)

第30条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

機器類賃貸借仕様書

- 1 契約名称 令和7年度第2期磐田市パソコンほか電子機器賃貸借
- 2 契約の目的

賃貸人は、次項に規定する機器の賃貸及び保守を行うものとし、賃借人は、その対価として賃借料を支払うものとする。

- 3 賃貸借物件 別紙明細表のとおり
- 4 使用場所 磐田市役所本庁舎、西庁舎、支所、出先機関等
- 5 賃貸借期間

本賃貸借契約は、地方自治法第234条の3及び磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1項第1号に規定する長期継続契約として契約期間を5年とする。

6 物件の納入

賃貸人は、令和8年1月31日までに物件を指定場所へ納入するものとする。 なお、物件は、賃借人の指定する事業者である日興通信株式会社 浜松支店から調達 するものとする。

7 物件の保守

賃貸人は、製造業者の規定する平日オンサイト保守に準じて物件の保守を行うものとする。

8 再リース料

賃貸借期間終了後に賃貸借を継続(再リース)する際の賃借料は、保守費用、設置 費用等を除いたハードウェア、ソフトウェアを対象として定めるものとする。

9 返却費用

物件返却に係る運搬費用は、賃貸人が支払うものとし、物件に保存された情報の抹消に係る費用は、賃借人が支払うものとする。

令和7年度第2期磐田市パソコンほか電子機器調達

明細一覧

項	品名	型番/型名	数量
	モバイルノートブック型パソコン		
1	VersaPro V1T46/N-M(Win11Pro) UltraLite タイプ	PC-V1T46NZGM	1
2	VersaPro V1T46/N−M(Win11Pro) UltraLite タイプ	PC-V1T46NZGM	177
3	13.3インチワイド(16:10)対応プライバシ―フィルタ―	CRT-PFNG133W2	178
	A3 プリンタ		
1	A3モノクロレーザプリンタ	ECOSYS P4140dn	23
2	500枚ペーパフィーダ	PF-4110	23
3	トナー	TK-7311	23
4	ECOSYS P4140dn プリンタ保守(5年間)	85604013	23
	パソコンリカバリ用SSD		
1	ESD310 スティック型SSD USB 10Gbps 128GB ブラック	TS128GESD310C	2
	ソフトウェア		
1	[SiCSP]Office LTSC Standard 2024	DG7GMGF0PN5D0001	175
2	[SiCSP]Office LTSC ProfessionalPlus 2024	DG7GMGF0PN5F0001	3
3	[SiCSP]Windows 11 Pro Upgrade	DG7GMGF0D8H40004	1
	設定設置費用		
1	設定設置費用		1
2	YEC On Data		178

金額:44,600,000円(税別)